

議案第6号

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例案

職員の退職管理に関する条例（平成24年大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、本市の職員（法第22条第1項に規定する条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤の職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）の退職管理に関し必要な事項を定め、併せて職員の退職管理の適正を確保するために必要なその他の事項を定めるものとする。

第2条中「(以下「公共団体等」という。)」を削り、「第7条」を「第4条」に改める。

第3条中第1項から第3項までを削り、同条第4項中「第1項」を「法第38条の2第1項、第4項及び第5項」に、「再就職者」を「再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）」に、「管理又は監督の地位にある職員の職」を「同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（法第38条の2第4項の人事委員会規則で定める職を除く。）」に、「本市の執行機関の組織等の職員」を「当該職に就いていた時に在職していた本市の執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）の役職員（法第38条の2第1項に規定する役職員をいう。）又は法第38条の2第8項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるもの」に、「契約等事務」を「契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第5項及び第6項を削り、同条第7項中「前項各号」を「法第38条の2第6項各号」に改め、同項を同条第2項とし、同条

第 8 項中「第 6 項各号」を「法第38条の 2 第 6 項各号」に、「第 4 項に規定する職」を「同条第 8 項の国家行政組織法第21条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるもの」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 9 項中「第 6 項各号」を「法第38条の 2 第 6 項各号」に、「営利企業等」を「営利企業等（同条第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）」に、「子法人」を「子法人（同条第 1 項に規定する子法人をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第10項を削る。

第 4 条から第 6 条までを削る。

第 7 条中「第 9 条」を「第 6 条」に、「退職手当通算離職者」を「退職手当通算予定職員（法第38条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第 2 項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第 2 項に規定する退職派遣者」に、「就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった」を「就いた」に、「に人事委員会規則で定める」を「に次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職
- (3) 離職日
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称
- (6) 再就職先の業務内容
- (7) 再就職先における地位
- (8) 契約（再就職者の離職前 5 年間に本市が当該再就職者の再就職先と締結した契約のうち、1 の年度の契約金額の合計額が300万円以上のものに限る。以下同じ。）
に
関与（随意契約の相手方の選定、請負工事の設計又は積算その他これらに類す

る契約の相手方又は契約金額の決定に係る業務（間接的な業務を除く。）をいう。以下同じ。）をした場合にあっては、当該関与をした年度、関与をした当時に在職していた本市の執行機関の組織等及び担当業務、契約の主たる内容並びに関与の内容

第7条を第4条とする。

第8条第2項中「第3条第4項」を「第3条第3項」に改め、同条を第5条とする。

第9条中「(第3条第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第6条とし、第10条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(過料)

第8条 第4条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

第11条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大阪市職員基本条例の一部改正)

3 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表31の3の項中「第3条第7項から第9項まで」を「第3条第2項から第4項まで」に改める。

平成28年 2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、再就職者の任命権者への届出事項等を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の退職管理に関する条例 (抄)

(目 的)
趣 旨

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の 2 第 8 項及び第38条の 6 第 2 項の規定に基づき、本市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261 法

号）第22条第 1 項に規定する条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤の 条件付採用期間

職員（同法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下 法

「職員」という。）であった者であって離職後に再就職したものによる依頼等の規制等に関し の退職管理

必要な事項を定めることにより、職員の退職管理の適正化を図り、もって公務の公正性及び市 適正を確保するために必要なその他の事項

民の信頼を確保することを目的とする。
を定めるものとする。

(再就職の支援の方針)

第 2 条 職員の再就職の支援については、本市の人材データバンク制度（営利企業（商業、工業 又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。）又は営利企業以外の法人その 他の団体（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人（以下「公共団体等」という。）を含む。以下この条及 び第 7 条において同じ。）からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営 第 4 条

利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再 就職を支援する仕組みをいう。以下同じ。）その他この条例の定めるところによることとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 3 条 職員であった者であって離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人その他 の団体（公共団体等を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いているもの（退職手当通算予 定職員であった者であって引き続いて退職手当通算法人の地位に就いているもの及び公益的法 人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第 2 項に規 定する退職派遣者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。） は、離職前 5 年間に在職していた本市の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属

機関を含む。)の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。)又は市会の事務局(以下「本市の執行機関の組織等」という。)の職員に対し、本市と当該営利企業等若しくはその子法人(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分に関する事務(以下「契約等事務」という。)であって離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他その業務が本市又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、職員の退職手当に関する条例(昭和24年大阪市条例第3号)において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となった者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となった者の職員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。)をいう。

3 第1項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人(前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であって、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

4 第1項 の規定によるもののほか、再就職者(同条第1項に法第38条の2第1項、第4項及び第5項

規定する再就職者をいう。以下同じ。)のうち、管理又は監督の地位にある職員の職務
同条第8項の国家行政組織法(昭和23年法律

第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職(法第38条の2第4項の人
として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の
事委員会規則で定める職を除く。)

日より前に就いていた者は、本市の執行機関の組織等の職員
当該職に就いていた時に在職していた本市の執行機関の組織等（法
第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）の役職員（法
第38条の2第1項に規定する役職員をいう。）又は法第38条の2第8項の役職員に類する者と
に対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。
して人事委員会規則で定めるもの

以下同じ。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務
に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないよう
に要求し、又は依頼してはならない。

5 第1項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、本市の執行機関の組織等の職員に対
し、本市と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはそ
の子法人との間の契約であって本市においてその締結について自らが決定したもの又は本市に
よる当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第2条第2号に規定する処分であ
って自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は
依頼してはならない。

6 第1項及び前2項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 試験、検査、検定その他の行政上の事務であって、法律若しくは条例の規定に基づく行政
庁による指定、登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等
に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために
必要な場合又は本市若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委
員会規則で定めるものを行うために必要な場合

(2) 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは本市との間で締結され
た契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課され
た義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合

(3) 行政手続法第2条第3号に規定する申請又は同条第7号に規定する届出を行う場合

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札又はせり売り
の手續に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

(5) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提
供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよ
う求める場合を除く。）

(6) 再就職者が職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

7 職員は、前項各号 に掲げる場合を除き、再就職者から契約等事務であって当
2 法第38条の2第6項各号

該再就職者の離職前5年間の職務に属するものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求を受け、又は依頼されたことを理由として、職務上の行為をし、又はしないようにしてはならない。

8 職員は、第6項各号 に掲げる場合を除き、再就職者のうち、第4項に規定する
3 法第38条の2第6項各号 同条第8項の国家

職
行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定
に離職した日の5年前の日より前に就いていた者から契約等事務であって当該再就職
めるもの

者の離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求を受け、又は依頼されたことを理由として、職務上の行為をし、又はしないようにしてはならない。

9 職員は、第6項各号 に掲げる場合を除き、再就職者から本市と営利企業等（同
4 法第38条の2第6項各号

条第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人（同条第1項に規定する子法人をいう。以下同じ。）との間の契約であって本市においてその締結について当該再就職者自らが決定したもの又は本市による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第2条第2号に規定する処分であって当該再就職者自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求を受け、又は依頼されたことを理由として、職務上の行為をし、又はしないようにしてはならない。

10 職員は、第6項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第1項、第4項又は第5項の規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、人事委員会規則で定めるところにより、その旨を人事委員会に届け出なければならない。

(違反行為の疑いに係る任命権者の報告)

第4条 任命権者は、職員又は職員であった者に前条の規定に違反する行為（以下「規制違反行為」という。）を行った疑いがあると思料するときは、その旨を人事委員会に報告しなければならない。

(任命権者による調査)

第5条 任命権者は、職員又は職員であった者に規制違反行為を行った疑いがあると思料して当該規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、その旨を人事委員会に通知しなければならない。

2 人事委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

3 任命権者は、第1項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

第6条 人事委員会は、第3条第10項の規定による届出、第4条の規定による報告又はその他の事由により職員又は職員であった者に規制違反行為を行った疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

(任命権者への届出)

第7条 第9条に定める勤続期間が20年以上である職員であった者（退職手当通算離職者
第4条 第6条 退職手当通算予定職員（法

第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）であった者であって

引き続き退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）

の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成
を除く。）は、離職後5年間、営利企業
12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者

以外の法人その他の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととな
就いた

った場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられ
る者となった場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職時の任命権
者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

次に掲げる

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職
- (3) 離職日
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称
- (6) 再就職先の業務内容
- (7) 再就職先における地位
- (8) 契約（再就職者の離職前5年間に本市が当該再就職者の再就職先と締結した契約のうち、1の年度の契約金額の合計額が300万円以上のものに限る。以下同じ。）に關与（随意契約の相手方の選定、請負工事の設計又は積算その他これらに類する契約の相手方又は契約金額の決定に係る業務（間接的な業務を除く。）をいう。以下同じ。）をした場合にあっては、当該關与をした年度、關与をしたときに在職していた本市の執行機関の組織等及び担当業務、契約の主たる内容並びに關与の内容

（公 表）

第8条 省 略
第5条

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめるとともに、当該報告に係る職員であつた者のうち、第3条第4項に規定する職に就いている職員（以下「管理職職員」という。）
第3項

であつた者及び本市と営利企業等（当該報告に係る職員であつた者が離職後に再就職したものに限る。）との間の契約（人事委員会規則で定める契約に限る。）の締結について本市において自らが關与した者として人事委員会規則で定める者について、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

（職員の勤続期間）

第9条 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号。以下「職員基本条例」という。）第6条

47条第1項の条例で定める勤続期間は、本市に採用された日から離職した日までの期間（退職手当通算予定職員（第3条第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）として退職手当通算法人の地位に就いていた期間を含む。）とする。

（他の職員についての依頼等の規制）

第10条 省 略
第7条

(過 料)

第 8 条 第 4 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

(罰 則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 離職後2年を経過するまでの間に、離職前5年間に在職していた本市の執行機関の組織等に属する職員に対し、契約等事務であって離職前5年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

(2) 管理職職員に離職した日の5年前の日より前に就いていた者であって、離職後2年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた本市の執行機関の組織等に属する職員に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

(3) 在籍していた本市の執行機関の組織等に属する職員に対し、本市と営利企業等（再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であって本市においてその締結について自らが決定したもの又は本市の執行機関の組織等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第2条第2号に規定する処分であって自らが決定したものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

(4) 前3号に掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた職員であって、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかった者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第3条第1項、第4項又は第5項の規定に違反して、職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）

(2) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

大阪市職員基本条例（抄）

別表（第28条関係）

項番号	非違行為の種類	懲戒処分の種類
省 略	省 略	省 略
31の3	職員の退職管理に関する条例（平成24年大阪市条例第72号）第3条第7項から第9項までの規定に違反する行為 <u>第2項</u> <u>第4項</u> を行うこと	省 略
省 略	省 略	省 略